

台東区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 初回支給 必要書類一覧表

★住居確保給付金を受給中の方は、住居確保給付金決定通知書の写しでNo. 3、6、7を省略できます。

申請は以下送付先へ郵送にてお願いいたします

〒110-8615

東京都台東区東上野4丁目5番6号

台東区福祉課新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当 宛て

| No. | 提出書類等   | 具体的な書類例   | ○ → 必須<br>△ → 場合により必要 | 確認欄 |
|-----|---|---|-----------------------|-----|
| 1   | 自立支援金申請書  | 第1号様式（第8条関係）  | ○                     |     |
| 2   | 自立支援金確認書  | 第2号様式（第8条関係）  | ○                     |     |
| 3   | 本人確認書類の写し<br>右記のいずれかの写し<br>※有効期限内のもの  | ★<br>運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、住民票（発行日から3か月以内有効）、その他   | ○                     |     |
| 4   | 社会福祉協議会が実施する特例貸付（総合支援資金の再貸付）が確認できる書類の写し<br>※東京都内で再貸付をした場合は「トウキョウトシャカイフクシキョウギカイ」と通帳に印字されます | □再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）<br>※不決定だった場合、貸付対象外通知書等の写し<br>※東京都内で再貸付をした場合は、貸付決定通知書は発行されません。また、社会福祉協議会では借用書の写しの交付はしていません<br>□再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し | △<br>※ない場合はNo. 5が必要   |     |
| 5   | 再貸付不承認・過去借入状況申告書  | □第3号様式（第8条関係）<br>※④の書類がない場合に提出<br>□再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し  | △<br>※No. 4がない場合      |     |
| 6   | 収入が確認できる書類の写し   | ★<br>□給与収入のある方<br>給与明細表など<br>□自営業の方<br>売上・経費のわかる資料など<br>□児童手当や年金等を受給している方<br>手当・年金等の決定通知書、証書、振込記録（通帳）など<br>※世帯で収入がある全ての方の提出が必要です。                     | ○                     |     |
| 7   | 金融資産が確認できる書類の写し   | ★<br>最新の日付で記帳をした通帳の写し、ネットバンクの残高確認画面など<br>※世帯で口座をお持ちの全ての方の提出が必要です。<br>※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要です。  | ○                     |     |
| 8   | 振込先口座がわかる書類   | 通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかる部分の写し  | ○                     |     |
| 9   | ハローワーク関係書類  | 申請書に求職番号を記入<br>または求職受付票（ハローワークカード）の写しを提出  | ○                     |     |
| 10  | 生活保護の申請をしていることがわかる書類  | 生活保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）<br>※生活保護申請中の場合に必要です。   | △                     |     |

今後の生活の自立に向けて、（1）または（2）の活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

（1）公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと  
（具体的には下記①～③全て）

① 月1回以上、自立相談支援機関（台東区役所2階 保護課生活困窮者支援担当）の面接等の支援を受ける

② 月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談等を受ける

③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者にお知らせします。

（2）就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと